

函館市企業局の病気療養休暇を承認された職員および療養のため休職している職員にかかる所属長の主治医との面談および指定する医師への受診を命じる場合の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函館市企業局職員（以下「職員」という。）のうち病気療養休暇を承認された職員および療養のため休職している職員にかかる所属長の主治医との面談および指定する医師への受診を命じる場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(主治医との面談)

第2条 函館市企業局職員の病気療養休暇の取扱い等に関する取扱要領（平成19年4月1日制定）に基づく主治医との面談にあたっては、職員本人へその旨を説明し、同意を得た上で実施するとともに、プライバシーに対する配慮からも職員本人を同席させることとする。

2 所属長は、前項に規定する職員本人を同席させることが治療を行う上で支障があると主治医が判断した場合または必要止むを得ない事情により職員本人が同席することが困難な場合は、前項の規定にかかわらず、職員本人を同席させることなく主治医との面談を行うことができる。

3 前項の規定に基づき所属長が職員本人を同席させることなく主治医との面談を行った場合において、主治医から別途料金を請求される場合は、これを公費負担することができるものとする。なお、所属長は職員本人を同席させることなく主治医と面談を行う場合は、あらかじめ主治医に別途料金が請求されるのかを確認し、公費負担を生じる場合は、あらかじめ函館市公営企業管理者にその旨を報告するものとする。

4 前項の規定に基づき公費負担する場合は、各事業会計の予算の範囲内で支出するものとする。

(受診命令に係る診断料等)

第3条 職員の分限に関する要綱（平成28年4月1日制定）に基づく指定する医師に受診を命じた場合における診断料等については、これを公費負担することができるものとする。

2 前項の規定に基づき公費負担する場合は、各事業会計の予算の範囲内で支出するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。